市町合併に関する住民説明会 報告書

平成21年5月 栃木地区合併協議会

(栃木市 大平町 藤岡町 都賀町 西方町)

I 住民説明会の概要

1. 開催状況

| 日 時 | 場所 | 参加人数 |
|----------------|--------------|---------|
| 5月12日(火)午後7時~ | 栃木市文化会館 | 175人 |
| 5月13日(水)午後7時~ | 大平町おおひら町民ホール | 295人 |
| 5月14日(木)午後7時~ | 都賀町ハートホール | 207人 |
| 5月17日(日)午前10時~ | 西方町西方小学校体育館 | 253人 |
| ∥ 午後2時~ | 藤岡町文化会館 | 194人 |
| 合 | 計 | 1, 124人 |

^{※1}市4町の住民はいずれの会場に出席しても可としてあります。

2. 説明会概要

合併に関する住民説明会次第

- 1. 開 会
- 2. 主催者あいさつ
- 3. 説 明
 - ○合併協議会の協議内容(調整方針等)について
 - ○合併市町村基本計画(新市まちづくり計画)について
- 4. 新市のまちづくりへの期待 一各市町の特性と合併効果一
- 5. 質疑応答
- 6. 閉 会

3. 住民説明会出席者名簿

| 役 職 | 氏 名 | 区分 | 備考 |
|-------|-----------|-----------|-------|
| 会 長 | 日向野義幸 | 栃木市長 | |
| 副会長 | 鈴木俊美 | 大平町長 | |
| 副会長 | 永 島 源 作 | 藤岡町長 | |
| 副会長 | 青木冨士夫 | 都賀町長 | |
| 副会長 | 古澤悦夫 | 西方町長 | |
| 幹事長 | 石 橋 勝 夫 | 栃木市副市長 | 栃木市会場 |
| 幹事 | 片 柳 実 | 栃木市企画部長 | 栃木市会場 |
| 幹事 | 尾上光男 | 栃木市総務部長 | 栃木市会場 |
| 幹事 | 堤 正 美 | 大平町副町長 | 大平町会場 |
| 幹事 | 河 田 文 男 | 大平町総務課長 | 大平町会場 |
| 幹事 | 和久井弘之 | 大平町企画財政課長 | 大平町会場 |
| 副幹事長 | 桜 井 均 | 藤岡町副町長 | 藤岡町会場 |
| 幹事 | 川島正 | 藤岡町総務企画課長 | 藤岡町会場 |
| 幹事 | 田 沼 正 | 藤岡町財政管理課長 | 藤岡町会場 |
| 幹事 | 小 栗 光 男 | 都賀町総務課長 | 都賀町会場 |
| 幹事 | 黒川晃 | 都賀町会計管理者 | 都賀町会場 |
| 幹事 | 川津正夫 | 都賀町政策財務課長 | 都賀町会場 |
| 幹事 | 大 塚 芳 夫 | 西方町総務課長 | 西方町会場 |
| 幹事 | 落 合 光 政 | 西方町企画課長 | 西方町会場 |
| 幹事 | 樋 口 誠 一 | 西方町住民課長 | 西方町会場 |
| 事務局長 | 大橋 定 男 | 栃木市 | |
| 事務局次長 | 塚 原 郁 雄 | 栃木県 | |
| 事務局次長 | 稲葉隆造 | 大平町 | |
| 事務局次長 | 小保方昭洋 | 栃木市 | |
| 総務班長 | 江 面 健 太 郎 | 栃木市 | |
| 計画班長 | 鈴 木 健 司 | 都賀町 | |
| 調整班長 | 田 中 典 行 | 大平町 | |
| 調整班長 | 小 島 靖 夫 | 藤岡町 | |
| 調整班長 | 石川徳和 | 西方町 | |

Ⅱ 住民説明会による意見等の主な概要

1. 合併協定項目調整方針等に関すること

- Q 都市計画税をはじめ、各種福祉事業の調整方針は、「合併時は現行のとおりとし、合併時に再編する」といった調整方針が多いが、合併後どのように調整するのか。 A 合併後に再編するとした事業は、新市の組織の中に進行管理を行う部署を設置し、その部署と関係各課が連携を図りながら調整していくことを想定している。
- Q 電算システム統合費用は、どの程度の費用がかかり、どのように支払うのか。 A 1市4町で利用しているシステムの把握を行い、統合の必要性の有無を確認後、費用の積算を行った結果、現時点では、約7億4,000万程度かかると想定している。支出については、栃木市を代表市として契約し、他の4町は負担割合に応じて、負担金を納付していただく予定である。国の特別交付税として2分の1の財政支援を予定している。
- Q 合併協定項目の調整方針は、どのくらい確認が進んでいるのか人件費の調整に あたっては、どんな考えを持っているのか。

A 第9回合併協議会(5月29日)には、概ね合併協定項目について、協議会に上程する予定である。また、特別職や一般職の給与、報酬については、合併時までに同規模自治体の状況を参考にしながら調整を行い、協議会に報告させていただく予定である。

- Q 真名子地区にとって、出張所は、地域活動の拠点であるので、ぜひ残していただきたい。
- Q 部屋地区には、部屋出張所が存続している。この部屋出張所の取扱いについて どのような協議をしているのか。

A 調整方針に記載されている「出張所」は、西方町の真名子出張所、藤岡町の部屋出張所などであり、現在の出張所は現行のとおり残ることになる。

2. 合併市町村基本計画(新市まちづくり計画)に関すること

(要望) 財政が困難であると思うが、新市の象徴である"新庁舎"建設を実現していただきたい。

Q 合併後10年後には地方交付税が約25億減額されるわけで、住民サービスを向

上させるだけの財政の裏付けがないのではないか。

A 地方交付税は、当初の5年間は、現在の市町に交付されている交付税額が交付されることから、同規模市と比較して約24億円程度多い状況になる。5年経過後から徐々に調整され、10年後には都市規模に見合った交付税額となる。新市においては、人件費で年7億5,000万程度の削減をしていくなど効率的な執行を心掛け、企業誘致による財源確保にも取り組み、住民サービスが低下しないよう努めていく。

- Q 新市庁舎を建設する予定があるのか。
- A 将来の庁舎建設については、新市において検討することとしている。
- Q財政基盤を強化していくための方策は。

A 合併によるスケールメリットを活かした行財政の効率化を進め、財政の硬直化を防いでいくことに力点をおいて新市を運営していくことになる。

Q 新市まちづくり計画(P11)の中で、皆川、吹上、寺尾、大宮、国府といった旧自 治体については新市の計画からはずれている。都賀町も10年後になると同じような 状況になるのではないか。

A 栃木市では、地域の良さを活かしていくため、地域分権という考えで、吹上、皆川、 寺尾、国府、大宮地域のまちづくりに対して支援を行っている状況である。

Q 栃木市は、社会教育・学校教育施設(一小と二小の統合問題)の建設を平成23年度の完成に向けて取り組んでいるが、合併を考えたかけこみ事業ではないか。A この事業計画は、十数年来の懸案であり、生徒数の減少や建物の老朽化といった状況の中で、新しい教育体系に耐えうるような教育施設の整備を目指してきたもので、栃木市の総合計画などに位置付けられており、十分な協議を重ね、議会の理解を得ながら進めてきたものであるので、合併を前にしたかけこみ事業ではないと考えている。

Q 合併後5年を経過すると、交付税が大幅に減らされることになるが、資料では、あまり減らないような計算になっているが、こうした計画でよいのか。

栃木市の経常収支比率が94%、財調基金も少なく、公債費負担比率が高いという中で合併した場合、藤岡町が具体的にどうなるのか。大変心配をしている。

A 財政計画の中では、合併に伴う優遇措置による普通交付税の減額も含めて想定したものとなっている。歳入では、人口が減少することで、住民税などの税収が減り、それを補てんするための普通交付税が交付される計算になる。合併による優遇措置としての交付税は無くなるが、その他の要素で、国からの普通交付税が増えることとなる。同じように、歳出では、公共団体において必要な経費である扶助費が増えるこ

とから、これを補てんするため普通交付税が交付されることになる。

合併による優遇措置としてしての交付税は無くなるが、人口の減少や高齢化による要素が加わることで、数字上あまり減額となっていない。

また、財政の硬直化を示す経常収支比率は、県内すべての市町で数字が80%以上となっており、栃木市においても経常収支比率が94%と高い状況なっている。しかし、後年度における負担比率や全体的なプライマリーバランスについては共に安定をしている。将来において借金が増え続けるのか、減り続けるのかが財政評価の視点であり、この6年間で栃木市の292億の借金が、今年度末で200億まで減らすことができる見込みとなっている。これは、借金の返済額を減らすことになるため、年度間のキャッシュフローも回っていき、その中で生まれてくる余剰財源を次の年に回すことができる状況である。

基金については、財調を含めて約40億程度ある。今後10年間の財政シュミレーションも作成しており、財政破綻をすることはない。

3. 地域自治制度に関すること

Q 地域自治制度における地域協議会と市議会との関係をどう考えているのか。また、 地域協議会は、その地域の予算措置をどういう形で反映できるのか。

A 地域協議会は、その地域のまちづくりに関しての権限や意見具申といった機能を持ち、市議会は、市全域にわたる将来の発展性、方向性の審議や議決を行うことになる。

Q インターネットや携帯の普及を考えると、役所と住民との距離が遠くなるという問題だけで、地域協議会を設置することは、あまり意味をなさないのでないか。予算措置に関する地域協議会への諮問は、議会を通す前に諮問をするのかを確認したい。 A 予算については、地域自治区と対になる総合支所が予算を持つことになるので、地域協議会や区長の意見が十分に反映されることになる。

Q 地域自治区をつくることが万能のように示されているが、ここには財源的な保障があるのか、どういう権限があるのか。

A 財源保障については、総合支所に残る部署が予算を持つことになるので、地域協議会や区長の意向が予算面に反映されるものと考えている。権限については、市の附属機関、市長の諮問機関の役割を担うことになる。

Q 総合支所と地域自治区は連携をしているとのことだが、総合支所の設置期間は どうなるのか。 A 地域自治区は、当面は5年間が設置期間となっているが、5年経過後に無くしてしまうものではない。地域自治の本来の機能が十分に発揮できるように見直しをするのが5年後ということで、よりよい制度にするための発展的な見直しという位置づけで考えている。総合支所については、地域自治区とは別に組織として設置するので、5年経過後に地域自治区が違う形になったとしても、総合支所としては、継続して残ることになる。

- Q 地域自治制度の中の区長の任期や権限、待遇はどういったものなのか。 A 区長の設置期間は5年、任期は2年となる。権限や位置づけについては、現在、首長による制度設計をしているため、詳細が決まり次第、報告させていただきたい。
- Q 地域自治区に特別職の区長を置くということだが、例えば、特別職を置かずに、 その金額をその自治区に配分するなど、自分たちの地域自治区を作ったほうがよい のではないか。区長は、地域住民が選ぶものではく、市長が選任するということか。誰 が考えた制度か。

A 区長は、その地域の代表として活動をすることが根底にある。地域協議会は、その地域に限った事柄について、市長に諮問したりする合議機関であり、地域自治区事務所は、今までの役場としての業務を継続していく総合支所の中に、地域自治区の事務所を設置するものである。地域自治区に関する意見の調整や、地域の意見を行政に反映させていくことのできる代表的な立場の人が必要であると考え、区長を設置した。

区長の選任は、市長が単独で選任するのではなくて、地域協議会からの意見を参考とすることになっている。

地域自治制度は、合併新法という法律の中に位置づけられている制度のひとつであるとともに、首長間において、地域を大切にするという共通意識の中で、地域自治区を採用することとした経緯がある。

4. その他

- Q現在訴訟中のものは新市になるとどうなるのか。
- A 新市に引き継がれることになる。

(要望) 合併がいいのかどうかはわからないし、自分にどういうふうに合併が関わって くるのかわからないが、地域住民がまちのことに関心を持って、まちづくりに参加して いくことが大切だと思っている。行財政の効率に関しては、合併をすれば、他のまち の問題ではなく、自分たちのまちの問題となるので、合併をする前に、互いのまちの 事業や財政を理解し、信頼できるようにしていただきたい。 Q 栃木地区広域行政圏の中で岩舟町が合併協議から離脱したが、将来的な岩舟町との関わり方も含めて各首長の意見を聞きたい。

また、将来的な道州制導入を踏まえ、小山市と野木町を加えた2市6町の合併についても各首長の意見を聞きたい。

A 1市5町の枠組みに戻ってきて欲しい思いはあるが、合併新法の期限から判断すると、今、岩舟町が戻ってきても、法期限内の合併は物理的に不可能であると思う。 今後の岩舟町の動向を見守りながら、従来の広域連携ができるような環境をそれぞれの首長とともに作り上げていきたい。

栃木市は、まずは1市5町、そして将来的には道州制の段階で、栃木・小山との合併を模索しながら、県南の中核都市を目指したい。核となる1市4町の合併を何としても成功させ、道州制の中で、県南地区の中核都市形成で必要な条件整備をしながら、次の段階の調整をしていきたい。来るべき道州制にむけて、足腰の強い自治体を作ることが首長の責任だと考えている。

A 一貫して広域行政を組んでいる1市5町での合併が望ましいと言い続けてきており、 今でも岩舟町には、この1市4町に加わっていただきたいと思っているが、岩舟町がど う考えているかは別であり、単独の道を模索していると思われるので、こちらからは言 いにくい。しかも、消防救急については、佐野広域に属している面もあり、佐野市との 結び付きも非常に強いところである。残念ではあるが、今は見守るしかないと思う。な お、今後1市4町に合流することがあっても、今からでは難しいだろうと思う。

かつての言い方である2市8町での大広域合併については、あり得ると思うが、合併を考える時に、単なる組み合わせで考えればよいというものではなく、最低限一緒になろうとする者同士のつながりや連帯感がないと住民への説明ができない。まずは、もともと結びつきのある1市4町での合併を優先して進めたい。

A 岩舟町はいろいろな条件が符合する地域であり、静和地区については1市4町に入っていきたいといった意見も聞いているが、藤岡町としては、岩舟町の動きを静観せざるを得ない。

小山との合併については、県の構想では将来を見越した中での答申がでているが、 すでに1市4町での合併議論が進んでいるなかでは、現在の合併を実現するため、 最大限の努力をすることが私の課せられた課題であると理解している。

A 針谷町長と、住民投票の結果が基本ベースであると話したことがあるが、新たな局面を迎えるわけで、岩舟町の町民が決めることであると思っている。

小山との合併、道州制の問題では、宇都宮市に対する対抗心からではなく、県南の拠点都市を作っていくという方向に進んでいくことであればけっこうなことだと考える。

A 合併の枠組みについては、昨年の合併シンポジウムでも述べたように広域行政圏の枠組みを重視した1市5町がよいとの考え方に変わりはない。ただ、岩舟町につい

ては、岩舟町の町民が選択することであると思っている。

道州制を含めた2市6町の合併については、基本的に賛成であるが、道州制が決まった時点で、また、茨城県等の県境が無くなった時点で、結城市なども含めた大きな合併がよいのではないかと思っている。

(要望) 地域住民も含め、観光客等にもわかりやすい道路標識や行政堺標識を配置することで、やさしい自治体になると思うので、そういった方向性も考えてほしい。

(要望)大平町でも、住民投票を実施していただきたい。

Q 市になって多くの権限が移譲されるというが、どのように変わるのか、権限移譲と 新市の発展・活力といったものをつなぎ合わせた説明をしていただきたい。

A 権限の使用と新市の発展については、大切な視点であるので、今後お知らせしていきたい。

Q なぜ、このような短期間で、西方町の合併というものを進めていかなくてはならないのか。また、合併となった場合、国からの交付金等はどの程度の金額がくるのか。

A 1市5町による首長間での協議を平成18年から始めており、約2か年をかけて十分な下協議を積んできたと考える。その上で、合併をした方がよいとの判断に至った経緯がある。

合併した際の交付金関係は、10年間で約140億円が上乗せになると思われる。こうした交付税を有効に活用し、新市において1市4町が融合できるような事務調整を進めていきたい

Q 栃木市の全体的なインフラ整備がどの程度の割合まで、整備がされているのか。 A インフラ整備については、道路舗装率は約60%、市道は約600km。 上下水道普及率は、上水道で約90%、下水道で約60%となっているが、これらで、インフラ整備のバロメータになるのかという疑問もある。公共交通の整備や集会所、学校などの全体的な整備をどう評価するかで、インフラ整備の水準のバロメータになるのではないかと考えている。

Q 渡良瀬遊水地について、以前は空港建設の動きがあったが、今では、ラムサール 条約に関連して自然保護をしようという動きがある。どのような考え方を持っているの か。

A 渡良瀬遊水地については、これだけの自然環境、歴史・文化を育んだ場所はないと思っており、この渡良瀬遊水地を活かしていかなければ、合併をしたメリットがないと認識している。国際空港建設については、今は全くそういった話や動きは無い。

逆に渡良瀬遊水地をしっかり守って新たな活用方法をしっかりと作っていこうというの が首長間での合意である。

A 渡良瀬遊水地については、現在、青少年等を対象とした自然研修の場としての位置づけをしていこうという動きと遊水地が乾燥化したことによる湿地化の動きがある。例えば、地域の水害を守るため約2億トンの水が溜まることになっているが、今は、約1億8,500トンと言われている。そのため、掘削の必要性がでている。その掘削に合わせ、掘削からでた種を抽出し、花を咲かせようといった植物保護活動への取り組みも考えている。

いずれにしても、飛行場建設の話題は一切なく、各種体験型のイベントや交流を 目的とした交流人口の整備に取り組んでいる状況である。

(要望) 歴史と伝統のある栃木市であることから、1市4町の合併を成立させて、宇都宮市に負けないような立派な栃木市を建設していただきたい。